

災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、高知県地域防災計画に基づき災害時における被災住宅の応急修理（以下「応急修理」という。）に関して、高知県（以下「甲」という。）が一般社団法人高知県建設業協会建築部会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 応急修理 災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第6号に規定する応急修理
- 二 応急修理業者 乙の会員であって応急修理を行おうとするもの

(協力要請)

第3条 甲は、高知県内に地震災害、風水害及びその他の災害が発生し、応急修理を実施する必要がある場合は、住宅の被災状況、応急修理の実施方針その他必要な事項を、書面により乙に連絡し、協力要請を行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、応急修理業者の斡旋、応急修理業者に対する技術支援、その他必要な協力を行うものとする。

(応急修理)

第5条 応急修理業者は、修理の程度、方法及び期間について、甲（甲が応急修理を市町村に委任した場合は、当該市町村長。以下この条及び次条において同じ。）の指示に従い応急修理を行うものとする。

(費用の負担)

第6条 応急修理業者が前条の応急修理に要した費用（別途定める限度額の範囲内に限

る。）は、甲が負担するものとし、支払いの方法は甲乙協議によるものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に係る業務に関する連絡窓口は、甲においては高知県土木部住宅課とし、乙においては一般社団法人高知県建設業協会建築部会とする。

(応急修理業者名簿の提供)

第8条 乙は、応急修理業者名簿及びこの協定に係る業務担当者名簿を毎年1回（応急修理業者又は業務担当者に変更があった場合は、その都度）甲に提出するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は令和6年11月13日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年11月13日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県知事

乙 高知県高知市本町4丁目2-15

一般社団法人高知県建設業協会建築部会長